

～代理出産という選択～

《動機》

私は、助産学を学び、母性看護の実習に出る中で、出産する事の大変さ、素晴らしさ、母親・父親になる方々の思いなどに触れることができた。その上で、子どもを授かりたくても授けられない夫婦の思いについて考えるようになった。その中で、今回は子宮を病気などで失った夫婦にとって子を授かるための最終方法である代理出産について考えてみようと思い、取り上げる事にした。

●代理出産について

(現状)



代理母出産については、生殖補助医療の進展を受けて日本産科婦人科学会が1983年10月に決定した会告([1])により、自主規制が行われているため、国内では原則として実施されていない。しかし、代理母出産そのものを規制する法制度は現在まで未整備となっている。

この制度の不備を突く形で、諏訪マタニティークリニック(長野県下諏訪町)の根津八紘院長が、国内初の代理母出産を実施し、2001年5月にこれを公表した。また、タレントの向井亜紀が国内の自主規制を避ける形で海外での代理母出産を依頼することを大々的に公表し、これを実行した。そして、これらの事件により、代理母出産は、その是非も含めて社会的な注目を集めることとなった。

このような状況を受け、厚生労働省及び日本産科婦人科学会は対応策の検討に乗り出したが、その結論は代理母出産を認めないというものであった(厚生労働省の審議会(厚生科学審議会生殖補助医療部会)が2003年にとりまとめた『精子・卵子・胚の提供等による生殖補助医療制度の整備に関する報告書』及び日本産科婦人科学会の会告[2])。これは、主に妊娠・出産に対するリスクの問題を軽視していること(下記の節を参照)等をその理由としている。

しかしながら、厚生労働省は上記報告書の法制化を公表したにもかかわらずこれを実現できず、また、日本産科婦人科学会の会告は同会の単なる見解に過ぎず強制力を持たないため、代理母出産の実施に歯止めをかけることはできなかった。そうした中、2006年には、

- 向井亜紀と高田延彦夫妻が2003年に代理母出産によって得た子供を養子ではなく戸籍上の実子として扱うよう求めたものの東京都品川区は出生届を受理しなかったため、夫妻側は処分取り消しを東京家裁に申し立てた(2005年11月に却下され即時抗告)事案について、9月に東京高裁が、1審の決定を取り消し、品川区に出生届を受理するように命じた決定を下した(但し、2007年3月23日の最高裁決定により、この東京高裁決定は破棄されている)事例や、
- 10月に根津八紘医師が特殊な代理母出産(年老いた母親に女性ホルモンを投与し娘のための代理母にした、というケース[3]、[4])を実施したことを公表した事例

が発生し、それまでも事例の積み重ねにより徐々に認知度を高めていた代理母出産が、再度社会的な注目を集めることとなった。なお、代理母出産に係る事態を收拾できなくなった厚生労働省及び法務省は、2006年11月30日、日本学術会議に代理母出産の是非についての審議を行うよう依頼([5])を行い、2007年2月現在、同会議が審議を継続しているところである。しかし、その間にも、日本弁護士連合会が代理母出産を禁止すべきという2000年の提言の補充提言を発表([6])したり、根津八紘医師が代理母出産の法制化に向けた私案を公表([7])したりするなど、事態は混迷の様相を深めている。

以上、ウィキペディアより

(<http://ja.wikipedia.org/wiki/%E4%BB%A3%E7%90%86%E5%87%I>)



(種類)

代理母出産には以下のケースがあり、従来は卵子提供者が誰かによって呼び分けられていたが、「借り腹」にネガティブな印象があることから、現在は全て「代理母」と呼ばれている。

1. Gestational Surrogacy … 代理母とは遺伝的につながりの無い受精卵を子宮に入れ、出産する。借り腹。ホストマザー。
 1. 夫婦の受精卵を代理母の子宮に入れ、出産する。
 2. 第三者から提供された卵子と夫の精子を体外受精し、その受精卵を代理母の子宮に入れ、出産する。
 3. 第三者から提供された精子と妻の卵子を体外受精し、その受精卵を代理母の子宮に入れ、出産する。
 4. 第三者から提供された精子と卵子を体外受精し、その受精卵を代理母の子宮に入れ、出産する。
2. Traditional Surrogacy … 夫の精子(もしくは精子バンク)を使用して代理母が人工授精を行い、出産する。代理母。サロゲートマザー。

病気による子宮摘出などで妊娠できなくなった娘夫婦の受精卵を娘の母親の子宮に移して母親が出産することもあり、日本でも少数ながら実例もある。

以上、ウィキペディアより

(<http://ja.wikipedia.org/wiki/%E4%BB%A3%E7%90%86%E5%87%BA%E7%94%A3>)

(代理出産関連記事)

2007年(平成19年)3月24日 土曜日

向井さん夫妻

代理出産「親子」認めず

最高裁 初判断 出生届不受理が確定

タレント向井亜紀さん(40)と元プロレスラー高田延彦さん(44)夫妻が代理出産でもうけた双子の男児(3)の出生届受理を東京都品川区に求めた裁判で、最高裁第二小法廷は二十三日、受理を命じた東京高裁決定を破棄、法的な実の親子関係は認められないとの決定を下した。夫妻の敗訴が確定した。出生届は受理されない。(4、34面に関連記事)

その上で「民法の想定しない事態が生じている以上、医学的観点や子の福祉などについて検討が必要であり、立法による速やかな対応が強く望まれる」と国会に法整備を促した。

裁判官四人全員一致の意見で、うち三人は「家庭の審判で成立する」と特別養子縁組の余地が十分あるとの補足意見を述べた。



高田延彦さん



向井亜紀さん

の親子関係を認められた米国ネバダ州の確定裁判が、

日本国内で効力を持つために必要な「公の秩序に反しない」かどうかを争点となった。

昨年九月の東京高裁決定は代理出産の経緯などから「血縁関係は明らかで、子の福祉にもかなわない」と判断したが、高田裁判長は「実の親子関係は明確な基準で一律に判断するべきだ。民法が認めていない関係を認める外国の

ズーム

代理出産 病気で子宮を摘出するなどして子どもを持っていない夫婦が別の女性に子どもを産んでもうけること。夫妻の精子と卵子を使う場合、夫の精子と別の女性の卵子を体外受精する場合などがある。日本産科婦人科学会は代理出産を禁止し、厚生労働省の専門部会も禁止する最終報告をまとめたが、法制化はされて

裁判は公の秩序に反するとして効力を否定した。こうした外国裁判の効力についての判断も初めてという。

決定によると、向井さんは米国人女性と有償の代理出産契約を締結。夫妻の受精卵を移植された女性(30)は昨年十一月に双子を出産し、ネバダ州の裁判所は夫妻を両親と認めた。

(山陽新聞 2007年3月24日)

この記事によると、向井亜紀さん夫婦は2004年に米国人女性が代理出産した双子の出生届を提出。品川区が不受理としたため、東京家裁に不服を申し立てた。東京家裁は認めなかったが、東京高裁が受理を命じたため、品川区が許可抗告を申し立て、最高裁が審理していた。2007年3月23日に最高裁第二小法廷は受理を命じた東京高裁決定を破棄、法的な実の親子関係は認められないとの決定を下し、出生届は受理されないという結論に至ったと言う。

代理出産 54%が容認

厚生労働省が「利用したい」も半数意識調査

病気などで子供を産めない女性の代わりに、第三者に子供を産んでもらう代理出産を「認めてもよい」と考える人は五四％に達し、容認派が初めて半数を超えたことが六日、厚生労働省の生殖補助医療に関する国民意識調査でわかった。自分の場合でも半数が「利用したい」と回答。代理出産の是非などを議論する日本学術会議の検討委員会が同日、報告された。

調査は今年二月三月、「認められない」の六一％を大幅に上回った。容認派は二〇〇三年の前回調査（四二・五％）より増え、半数を超えた。代理出産をしてもらう第三者として望ましい人を選んだところ、最も多いのは「本人の姉妹」で約四割を占めた。

代理出産を認めるか？	今回	2003年
認めてもよい	54.0%	42.5%
認められない	16.0%	24.8%
わからない	29.7%	31.1%
無回答	1.8%	0.3%

▼代理出産 ①夫婦の精子と卵子を体外受精させ、第三者の女性の子宮に入れて産んでもらう「ホストマザー」②夫の精子を第三者の女性に人工授精する「サロゲイトマザー」の二方式がある。今回の調査は前者を対象としている。支持する意見の一方、批判も根強く、「第三者を妊娠・出産に伴うリスクをばらばらにする」「女性の生殖の道具にしている」「家族関係を複雑にする」などの声が出ている。国内では長野県の根津八幡医師が二〇〇一年に初の実施を発表した。〇三年に厚生労働省の審議会が「禁止すべきだ」とする報告書をまとめ、日本産科婦人科学会も指針で禁止したが、法制化はされなかった。

妻が米国で実施した代理出産による子供を巡り、最高裁が出生届受理しない決定を出しており、同省は「（裁判なども）影響しているのではないかとみている。代理出産以外の生殖補助医療については、第三者からの卵子提供による体外受精は容認が三九・八％。第三者からの精子提供による人工授精も国内での実績があるにもかかわらず、容認が三八・一％にとどまった。代理出産は法律では禁止されていないが、日本産科婦人科学会が指針で禁じている。議論の高まりを受けて厚生労働省は昨年、代理出産などに関する審議会を日本学術会議に依頼。同会議は来年一月をメドに報告書をまとめる予定だ。

(日本経済新聞 2007年11月7日)

厚生労働省が行った国民意識調査で代理出産の容認派が初めて半数を超えたことが分かった。世論は代理出産を容認する考えに傾いてきつつあると考えられる。現実に代理出産を選択することが可能になり、社会からも注目されるようになったため、何らかの一律の方針が必要だと考えられる。

代理出産 条件付き容認論

学術会議検討委で相次ぐ

日本学術会議の生殖補助医療の在り方検討委員会（委員長・鴨下重彦東京大学名誉教授）は十三日、都内で会合を開いた。焦点となっている代理出産の是非について、委員からは条件付きで容認すべきだとする意見が相次いだ。意見集約や結論はまだ先としているが、現在は認められていない代理出産が解禁される可能性が高まってきた。

十三日の会合では「全面禁止は今の状況では難しいのではないか」「認めるならば、実施条件を細かく決めるべきだ」との意見が出た。容認を前提に、認める条件や規制をどうするかについての議論が大勢を占めた。ただ一部の委員からは「全面的に禁止すべきだ」との発言もあった。「委員会としての結論はまだ先」（鴨下委員長）とし

(日本経済新聞 2007年12月14日)

代理出産についての方針についての結論が揺れている。代理出産が条件付で解禁される可能性もあるようだ。(今までの記事や、向井亜紀さんの「会いたかった～代理出産という選択～」 「プロポーズ～私たちの子どもを産んでください。」を読んでみての思い。)

代理出産は、病気などで子宮を失った女性にとっては、唯一、子どもを得る方法である。また遺伝的にも父と母との繋がりがあがる。代理出産は希望の光である。確かに、代理出産は子宮を失った夫婦でも、子どもをつくれるというメリットは大きい。しかし慎重に考えないといけない部分も多くある。

例えば、まず第三者の体を借りないといけないということである。出産するということが、どれほど女性の体に負担をかけるものかは計り知れない。それに対しては、お金を支払って契約するのだろう。この金額はかなり高額である。

ここでもまた問題が生じる。この金額を払えない人は、代理出産を選択することはできない。代理出産はお金持ちの人しかできないということになる。お金が絡めばもちろん営利目的の商売が始まる事が予想される。また、それを上手に使った詐欺行為も生まれるかもしれない。

夫婦の精子と卵子を体外受精させ、第三者の女性の子宮に入れて産んでもらうという方法を考える時、精子や卵子を採取し体外受精させるまでには大変な精神的・肉体的苦勞を伴うとは思いますが、その後は第三者である代理母に託し、一定の期間の後、いきなり我が子ができるのである。我が子をお金で買うというような感覚にはならないだろうか。人間の生殖を商売にするのは賛成できない。

誰しもが、我が子は元気で問題なく生まれてくることを疑わない。しかし、人間が精密機械ではない以上、分娩が終了するまで、子どもが問題なく生まれてくるかどうかは分からない。受精の時点で、染色体に異常が起こることもあれば、妊娠中に母体に負担がかかり、胎児に影響を及ぼす事もある。また、妊婦が感染症になり、胎児に異常が現れることもある。分娩が正常に進まず、子どもが障害を負うことや、手を尽くしても亡くなってしまふことだって考えられる。予想していなかった事態になった時、「あれ程の大金を払ったのに」と思ったり、引き受けてくれた代理母の方を恨んだり、子どもに愛情を注げなくなったりするかもしれない。親としての責任も逃れようとする事は無いだろうか。

もちろん、皆がそうなるとは思っていない。向井亜紀さんの「会いたかった～代理出産という選択～」という本を読み、代理出産を引き受けてもらった人に対する思いや、我が子に対する思い、一つ一つのステップが緊張で、一つ一つに覚悟を決めつつ前に進んでいたということを知った。向井さんのように、生まれてくる子に対して何があろうと責任を持てるという気持ちがある人もいる。そういう人であれば、代理出産を選択したとしても問題ないと思う。応援したいとも思う。

しかし、そのような考えの人ばかりではないと思う。子宮もあるし、体に問題がなくても、自分の容姿が崩れるのが嫌、痛むのが嫌という理由で、自分で産みたくないと思う人もいると思う。このような人達もお金を払って、代理出産をするかもしれない。だからこそ、私は規制する事が必要だと思う。規制することは、一見望みを絶つてしまっているようであるが、人間を人間として守るために必要なことでもあると思う。今までは法律で規制されていなかったが、代理出産についての法律を作る動きがある。何らかの方針を示すということは、高度医療ができるようになってきた現代には必要な事だと思う。

多くの問題点があるものの、子宮をなくした夫婦にとっては希望であることは変わらない。社会の動きとしては、代理出産を容認する意見が増えてきているという現状を考慮しつつ、決めていかななくてはならない。冷静に様々な角度の視点からの意見を聞き、柔軟な決断が下されることを願う。

また、代理出産は、それ自体の是非の問題に加え、既に生まれた子どもたちの将来を左右する問題でもある。すでに代理出産で誕生した子どもの戸籍問題については、迅速に何らかの指針を打ち出さなければならない。全ての人納得することは無理かもしれないが、混乱を起こさない解決がなされることを願っている。

(引用文献)

- ・山陽新聞
- ・日本経済新聞

(引用ホームページ)

- ・ <http://ja.wikipedia.org/wiki/%E4%BB%A3%E7%90%86%E5%87%BA%E7%94%A3>

(参考文献)

- ・ 向井亜紀著：プロポーズ ～私たちの子どもを産んでください。～
会いたかった ～代理出産という選択～